高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けられる方へ

|  |
| --- |
| 肺炎球菌の予防接種を実施するにあたって、受けられる方の健康状態をよく把握する必要があります。そのため、以下の肺炎球菌ワクチンに関する情報を必ずお読みいただいた上で、予診票にできるだけ詳しくご記入ください。ご高齢の方などでご自身での記入が難しい方が接種を希望されている場合には、健康状態をよく把握しているご家族の方など代理人がご記入ください。なお、接種される方の接種希望確認ができない場合は接種できませんので予めご了承ください。 |

１．肺炎球菌性肺炎について

　　肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40％を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

　　このワクチンは、肺炎球菌の約90種類ある血清型の中で、頻度の高い23種類の肺炎球菌を型別に培養し、殺菌後各々の型から抽出精製された莢膜多糖体（ポリサッカライド）を混合したワクチンで、主として高齢者に使用するワクチンです。

２．ワクチンの効果と副反応

　　このワクチンの接種によって、含有するすべての莢膜型に対する抗体を誘導できることが臨床的に確認されており、わが国に分布する肺炎球菌莢膜型の約80％に対応することができます。健康な人では、少なくとも約５年間は効果が持続するとされています。

　　ワクチンの副反応としては、接種後に注射部位の腫脹や、疼痛、ときに軽微な発熱がみられることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常１～２日で消失します。

３．接種が不適当な人（予防接種を受けることが適当でない人）

　次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

①明らかに発熱のある人（37.5℃以上）

　②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

　③過去に本剤に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人

④上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

４．接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する人）

　健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければなりません。

①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな人

　②予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人

　③過去にけいれんの既往のある人

　④過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全の人がいる人

　⑤本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

　⑥過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある人

　　（過去に５年以内に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある人は、本剤の接種により注射した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強く出ることがあります。）

５．他のワクチンとの接種間隔

　　生ワクチンの接種を受けた人は、通常、27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた人は、通常、6日以上間隔をおいて本剤を接種してください。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができます。

６．接種後の注意

　①接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないでください。）

　②接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常、数日中に消失します。

　③接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療をうけてください。

７．予防接種による健康被害救済制度について

　　予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づかない任意接種であるため、市町村で加入している「予防接種事故賠償補償保険」と「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」が実施する医薬品副作用被害救済制度の給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる診査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

【問い合わせ先】　　西郷村健康推進課（保健福祉センター内）　℡　0248―２５－１１１５